

ひろしまの森づくり県民税

県税のしおり
令和4年度

広島県では、森林を県民共有の財産として守り育て、健全な状態で次の世代へ引き継いでいくことを目的として、平成19年4月1日に「ひろしまの森づくり県民税」を創設し、これを財源として、県民の理解と参加を得ながら森林の整備や保全活動を行う「ひろしまの森づくり事業」に取り組んでいます。

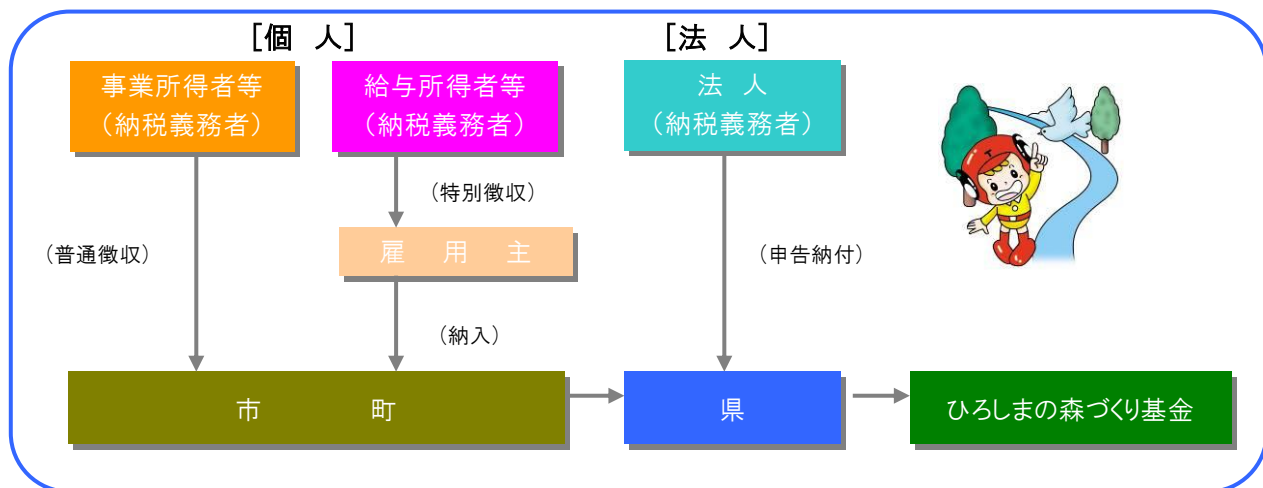
● 納める人

ひろしまの森づくり県民税は、県民税均等割に加算する方法で納めていただきます。

個人	県内に住所がある人 県内に事務所、事業所または家屋敷を持っている人で、その市町内に住所のない人
法人	県内に事務所、事業所を持っている法人など

● 納める額

個人	年500円(均等割額に加算)
法人	従来の均等割額の5%相当額(年1,000~40,000円)



● 課税の期間

税の導入効果を検証した上で、必要に応じて見直しを検討します。

個人	平成19年度分~令和8年度分
法人	平成19年4月1日~令和9年3月31日の間に開始する事業年度分

● 税収の用途

目指す姿を「地域の暮らしを守る県民参加の森づくりの推進」と定め、将来にわたって森林の持つ公益的機能を維持・発揮させるために、次に掲げる施策の事業に使います。

- ・ 人工林対策
- ・ 里山林対策
- ・ 森林資源の利用促進
- ・ 県民理解の促進

